

被扶養者認定基準

1. 認定の原則

- (1) 被保険者に扶養の義務と能力を有すること。
- (2) 被保険者によって、その者の生計費の主たる部分が負担されていること。
- (3) 特定の場合を除くほか、被保険者と同一の世帯に属していること。

2. 被扶養者の範囲

認定の原則に該当し、次の範囲にあるもので日本国内に住所を有するもの（注1）

（ただし、後期高齢者医療の被保険者その他厚生労働省令で定めるもの（注2）は除く）。

（注1）日本国内に住所を有しないが、日本に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものを含む（海外留学生等）。

（注2）医療滞在ビザで来日した者、観光・保養を目的とするロングステイビザで来日したもの。

- (1) 配偶者（内縁を含む）
- (2) 子（養子を含む）
- (3) 直系尊属（養父母を含む）
- (4) 孫および兄弟姉妹
- (5) 上記(1)～(4)以外の三親等内の親族
- (6) 内縁の配偶者の父母および子
- (7) 内縁の配偶者死亡後のその父母および子

ただし、(5)～(7)は被保険者と同居していなければならない。

3. 被扶養者に収入がある場合

上記2. に掲げる被扶養者の範囲に属する者で収入がある場合の認定は年間収入130万円未満（60歳以上および障害厚生年金の受給要件該当者は年間収入180万円未満）を基準とする。

（年間収入は、過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ）

(1) 被扶養対象者が被保険者と同居の場合

被扶養対象者の年間収入が基準額未満かつ被保険者の収入の2分の1未満であること。

(2) 被扶養対象者が被保険者と別居の場合

被扶養対象者の年間収入が基準額未満かつ被保険者の仕送り額より少ないこと。

※仕送りしていることが証明できるもの3ヵ月分（預金通帳の写し等）を必要とし、手渡しは認めない。

(3) 雇用保険の失業給付受給中のものは、失業給付の日額が3,611円以下（60歳以上および障害厚生年金の受給要件該当者は日額が4,999円以下）で、その年の失業給付の受給額（見込み額を含む）とその他すべての収入を合算した総収入額が基準額未満であること。

4. 夫婦共同扶養の場合

夫婦共に収入がある場合における扶養は次のとおりとする。

- (1) 被扶養者とするべき人数に関わらず、年間収入の多い方の被扶養者とする。
- (2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

5. 扶養認定日

当組合が「被扶養者（異動）届」および必要書類一式を受理し、扶養の事実を認めた日を認定日とする

（ただし、出生においては出生年月日を認定日とする）。

※収入とは、給与、年金（公的・私的、遺族、障害年金含む）、恩給、利子収入、不動産収入、労災保険の休業補償給付金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病手当金、出産手当金、退職金等のあらゆる収入の総額であり、所得額ではない。

・基準以上の収入があった時は、必ず認定削除を申し出ること。（自己申告）

※ただし、上記基準に該当していても、被扶養者の人数、生活実態等により継続的な生計維持関係が認められない場合は認定できない。

附 則

この基準は、令和 2年 4月 1日から適用する。

この基準は、2021（令和3）年 8月 1日から改正施行する。

この基準は、2023（令和5）年 7月 1日から改正施行する。